

・・・未婚のひとり親に対する税制上の措置と寡婦(寡夫)控除の見直し・・・

全てのひとり親家庭の子どもに対して公平な税制を実現する観点から、「婚姻歴の有無による不公平」と「男性のひとり親と女性のひとり親の間の不公平」を同時に解消するために、以下の措置が講じられました。

①ひとり親控除

婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する単身者に「ひとり親控除」(控除額30万円)が適用されます。

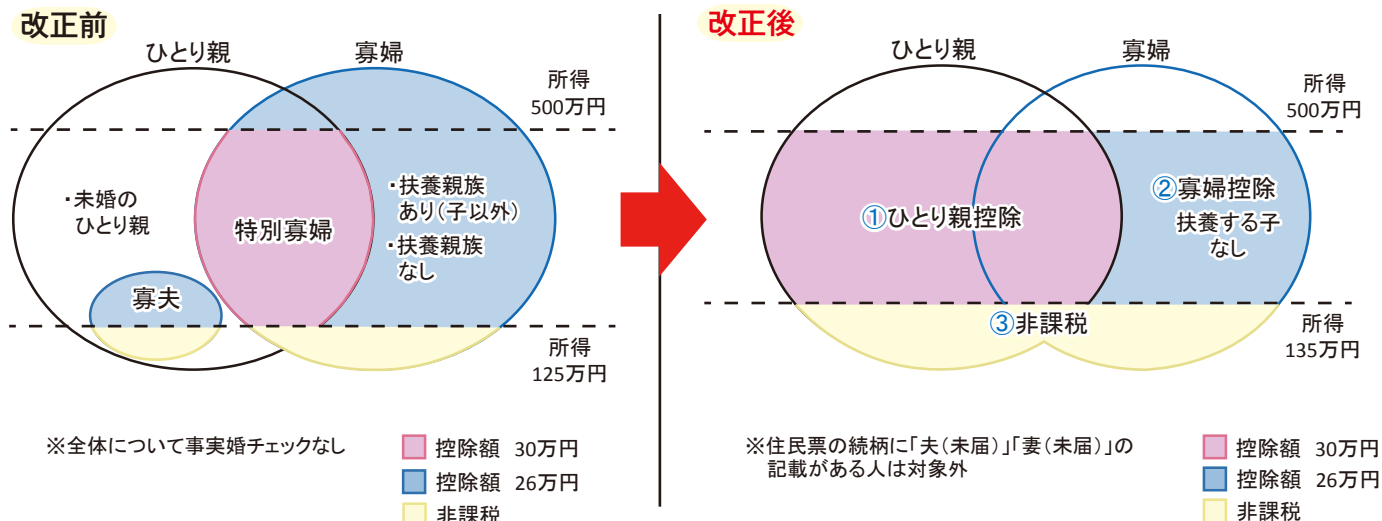
※本人の合計所得金額が500万円以下の場合に限る

②寡婦控除

①以外の寡婦については、引き続き、寡婦控除として控除額26万円が適用され、子以外の扶養親族を有する寡婦も、所得制限(合計所得金額が500万円以下)が設けられました。

③非課税措置

①または②に該当し、合計所得金額が135万円以下の人は、非課税とされました。



・・・チケット代金等払戻請求権の放棄に係る寄附金税額控除の特例・・・

新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期・規模縮小となった文化芸術・スポーツイベントについてチケットなどの払戻請求権を放棄した場合で、地方公共団体が条例で指定したときは、20万円を上限に個人住民税(市民税・県民税)の寄附金税額控除の対象となりました。

対象イベントの要件

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催される予定であった文化芸術またはスポーツに関するもので、不特定かつ多数の者を対象とするもの



税制改正のQ&A

Q. 令和3年度から適用される税制改正はどのような人の税額に影響がありますか？

A. 自営業などによる収入のみで合計所得金額が2,400万円以下の人の場合、基礎控除が10万円引き上げられるため、税負担が軽減されます。

また、給与収入が850万円超または年金収入が1,000万円超の人、合計所得金額が2,400万円超の人の場合、給与所得控除・公的年金等控除、基礎控除の改正により、改正前に比べて税負担が大きくなります。

Q. 扶養に入れる収入金額は変わりますか？

A. 変わりません。同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件は38万円以下から48万円以下へ変更されますが、給与収入に換算した場合は103万円以下で変更ありません。ただし、給与収入以外の収入がある人や多数の収入がある場合はこの限りではありません。

